☆社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会 令和4年度一般職員採用試験受験要項 申込期限 令和5年1月31日(火) 午後5時必着 試験日令和5年2月5日(日) 午前9時30分

令和5年4月1日採用の**正規職員**を次のとおり募集いたします。

1、採用人数等

職種区分	採用予定人数
①新卒採用 ※本会が指定する資格を令和5年3月末までに 取得見込みの者	3名程度
②社会人採用 ※本会が指定する資格を有している者	- 7

2、指定資格

- ア) 社会福祉士
- イ) 幼稚園教諭免許状(一種または二種)
- ウ) 保育士
- エ)教育職員免許状(小学校、中学校、高等学校、特別支援、養護のいずれか)

受験資格として次の要件をすべて満たすこと

- ・学校教育法に基づく高等学校同等の卒業資格を有すること
- ・資格を有している者、または令和5年3月末までに取得見込みの者
- ・60 歳未満の方を募集(定年退職年齢が60歳のため)

なお、次のいずれかに該当する方は受験できません

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの人

3、試験の申込方法について

- ・受験申込書、履歴書、エントリーシート、受験票は多治見市社会福祉協議会の 所定の書類にて提出していただきます。
- ・所定の書類は窓口配布(平日9時~17時)又はダウンロードにて配布します。
- ・提出書類は本会企画総務課まで、郵送又は直接窓口まで持参してください。
- ・受付の締め切りは令和5年1月31日(火)午後5時必着とします。
- ・直接本会に持参される方は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。
- ・郵送受付の方で提出書類に不備がある場合は返送します。

<本会の場所、宛先>

〒507-0041

多治見市太平町2丁目39番地の1(多治見市総合福祉センター内) 多治見市社会福祉協議会 企画総務課

<提出書類>

- ・受験申込書(本会所定のもの)
- ・履 歴 書(本会所定のもの)
- ・エントリーシート (本会所定のもの)
- ・資格を証明する書類の写し(所有者のみ)
- ・受 験 票 (本会所定のもの)

4、小論文試験・面接試験について

- (1)日 時 令和5年2月5日(日)午前9時30分から ※受付開始は9時00分から
- (2)場 所 多治見市総合福祉センター4階会議室 〒507-0041 多治見市太平町 2-39-1
- (3) 試験内容 1) 小論文試験 60 分 (9:40~10:40) 提示する課題について 800 文字以内で自分の考えを述べます。
 - 2) 面接試験 1 人 15 分程度 (10:50~) 個人面接を実施します。 面接が終了した人から試験終了となります。
- (4) その他 試験会場ではスマートフォン等の通信機器の電源を切り、かばん の中にしまっていただきます。
- (5)携行品 受験票(返送したもの)、筆記用具

5、合否の発表について

<u>令和5年2月10日(金)</u>に合否にかかわらず受験者全員に郵便にて結果を 発送します。なお合否についての電話等による問い合わせはご遠慮ください。

6、発表後から採用までの流れ

- (1) 採用者に対して採用前に事前面談を行い、採用にあたっての労働条件等について 提示をさせていただきます。採用者に対する事前の面談は、採用通知の発送後に 本会から連絡をいたします。
- (2) 資格取得見込みの人で、令和5年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、 採用を取り消す場合があります。
- (3) 傷病等で職務に支障があると認められる場合には、採用されないことがあります。
- (4) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、 合格を取り消すことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない人で、採用日において法令により永住が認められてない人は、 採用されません。

7、本会の給与・待遇等(※令和4年4月1日実績)

(1) 初任給 多治見市社会福祉協議会職員給与規程に基づいて支給

例1)短大新卒採用の場合

月額支給 約180,921円

※地域手当3%と処遇改善加算を含んでいます。

例2)社会人採用(※児童福祉施設勤務経験10年)の場合 月額支給 約232,215円

- ※社会人経験の職務内容に応じて月額給が加算されています。 ※地域手当3%と処遇改善加算を含んでいます。
- (2) 賞 与 年2回(6月・12月)4.3か月分/年
- (3) 諸 手 当 扶養・住居・通勤手当等をそれぞれの支給要件に基づいて支給
- (4)福利厚生 各種社会保険、退職共済制度、住居補助等
- (5)休 日 ・週休二日制(配属先により土日出勤あり、振替休日あり)
 - ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ・12月29日から翌年1月3日までの日※配属先により、勤務時間・休日が変わる場合があります。
- (7) 定 年 ・定年退職は、満 60 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日として います。ただし、本人が希望する場合は別に定める基準により、 満 65 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までとしています。
 - ・さらに1年度の範囲において別に定める基準により、継続雇用 として満75歳に達する日以後の最初の3月31日まで更新する ことができます。

8、勤務場所

本会が管理運営する①保育園 ②児童館・児童センター ③発達支援センターのいずれかを予定しています。

※採用時は上記の施設のいずれかを予定していますが、一般職員は異動による 配置転換があり、上記記載以外の部署への配属となる場合があります。

9、問い合わせ先

多治見市社会福祉協議会 企画総務課(担当:澁谷)

住 所: 多治見市太平町2丁目39番地の1 (多治見市総合福祉センター内)

電 話:0572-25-1134代)

対 応:祝祭日を除く月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

10、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業

本会は、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業「岐阜県ワーク・ライフ・バランス 推進企業」として登録しており、令和4年度には特に優良な取組みや他社の模範とな る独自の取組みを行う企業として「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレン ト企業」に登録申請しています。

ともに大事にする仕事と家庭

超過勤務の削減など働き方改革を進め、 従業員の育児・介護の支援制度など充実 させ、働きやすい職場環境を整備しています。

1 1 、その他

- ・本会に関する詳細はホームページをご参照ください。
- ・本採用試験に係る各種提出書類については、本会職員採用試験のみに使用し、 目的外での使用は一切いたしません。